

旧合併特例法と合併新法との比較(市町村に対する主な財政支援措置)

	旧合併特例法	合併特例法(新法)	
		H17.4~H22.3	H22.4~
普通 交付 税	●合併算定替 【期間】合併後10年間(+激変緩和期間5年)	●合併算定替 【期間】段階的に5年間(+激変緩和期間5年) H17・18年度の合併=9年 H19・20年度の合併=7年 H21年度の合併=5年	●合併算定替 【期間】合併後5年間(+激変緩和期間5年)
	●合併補正 (合併直後の臨時的経費に対する財政措置)	⇒ 存置	⇒ 廃止
特別 交付 税	●合併市町村に対する包括措置 (合併を機に行う新たなまちづくり等の財政需要に対する措置) 【期間】合併後3年間 【措置額】人口により算定	⇒ 廃止	
	●合併準備経費に対する財政措置 (法定協議会を設置した場合に、合併準備のために必要な経費を対象)	⇒ 存置	⇒ 存置
	●合併移行経費に対する財政措置 (合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費を対象)	⇒ 存置	⇒ 存置
	●公債費負担平準化のための財政措置	●公債費負担格差是正のための財政措置	⇒ 存置
			●合併直後の臨時的経費に対する財政措置 (行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費を対象)
地方 債	●合併特例債 【充当率】95% 【交付税算入率】70%	⇒ 統合 ⇒ ●合併推進債 【充当率】90% 【交付税算入率】40%	●地域活性化事業債 【充当率】90% 【交付税算入率】30%
	●合併推進債 【充当率】90% 【交付税算入率】50%		
補助 金	●合併準備補助金 【補助額】1団体につき500万円が上限	⇒ 廃止	
	●合併市町村補助金 【補助額】人口規模に応じて2,000万円~1億円	⇒ 廃止	
交付 金 (県)	●合併支援特別交付金(6年間) ・本則団体(H17.3までの合併) 5億円+(n×1億円) ・経過措置適用団体(H18.3までの合併) 4億円+(n×1億円) ※ n=合併関係市町村数-2		